

■ 4条1項11号

不服 2019-3323

<本願商標>

「宇治ふわわ」(標準文字)

第30類「京都府宇治市を産地又は販売地とする茶, 京都府宇治市を産地又は販売地とする菓子, 京都府宇治市を産地又は販売地とするアイスクリーム, 京都府宇治市を産地又は販売地とするチョコレートスプレッド, 京都府宇治市を産地又は販売地とする即席菓子のもと」
※補正後の指定商品

<結論>

原査定を取り消す。本願商標は、登録すべきものとする。

<原査定理由>

引用商標:「ふわわ」(標準文字)

第30類「コーヒーおよびココア, 茶, 穀物の加工品, ぎょうざ, サンドイッチ, しゅうまい, すし, たこ焼き, 肉まんじゅう, ハンバーガー, ピザ, べんとう, ホットドッグ, ミートパイ, ラビオリ, 菓子及びパン, 即席菓子のもと, アイスクリームのもと, シャーベットのものと, 氷」

<理由>

※読みやすくなるように、以下、当事務所にて下線や改行等を挿入しております。

(1) 本願商標について

本願商標は、・・・、「宇治ふわわ」の文字を標準文字で表してなるところ、その構成文字は、同じ書体、同じ大きさを等間隔に、外観上まとまりよく一体的に表されているといえるものであり、該文字に相応して生じる「ウジフワ」の称呼も、無理なく一連に称呼し得るものである。

そして、本願商標の構成中、前半の「宇治」の文字が、「京都府南部の市」(「広辞苑第六版」から引用。)を意味し、また、後半の「ふわわ」の文字は、辞書類に載録されている既成の語ではなく、特定の意味合いを想起させることのない一種の造語であるとしても、本願商標に接する取引者、需要者は、これらの文字の外観上及び称呼上の一体性から、特定の文字部分のみに着目することなく、「宇治ふわわ」の構成文字全体をもって、特定の意味を有しない造語を表したものとして認識、把握するとみるのが相当である。

そうすると、本願商標は、その構成文字に相応して、「ウジフワワ」の称呼のみを生じ、特定の観念を生じないものである。

(2) 引用商標について

引用商標は、・・・、「ふわわ」の文字を標準文字で表してなるものであるから、その構成文字に相応して、「フワワ」の称呼を生じ、該文字は、辞書類に記載されている既成の語ではないから、特定の観念を生じないものである。

(3) 本願商標と引用商標の類否について

本願商標と引用商標とは、それぞれ上記(1)及び(2)のとおり構成からなるところ、外観においては、両商標は、いずれも構成中に「ふわわ」の平仮名を有する点において共通するものの、「宇治」の漢字の有無といった顕著な差異を有することからすれば、外観上、容易に区別し得るものといえる。

次に、称呼においては、本願商標から生じる「ウジフワワ」の称呼と引用商標から生じる「フワワ」の称呼は、語頭の「ウジ」の音の有無という明確な差異を有するものであるから、互いに聴き誤るおそれはないものといえる。

さらに、観念においては、本願商標と引用商標は、いずれも特定の観念を生じないものであるから、比較することができない。

そうすると、本願商標と引用商標とは、観念において比較することができないとしても、その外観及び称呼において相紛れるおそれのないものであり、これらを総合して判断すれば、両者は非類似の商標というべきである。

(4) まとめ

以上のとおり、本願商標は、引用商標とは非類似の商標であるから、本願商標が商標法第4条第1項第11号に該当するとして本願を拒絶した原査定は、取消しを免れない。

その他、本願について拒絶の理由を発見しない。

よって、結論のとおり審決する。

<弁理士コメント>

本審決では、本願商標「宇治ふわわ」と引用商標「ふわわ」は、観念において比較することができないとしても、その外観及び称呼において相紛れるおそれのないものであり、これらを総合して判断すれば、両者は非類似の商標というべきである、と判断されました。

商標を構成する文字のうち、自他商品識別力が認められない部分については、これを分断し要部について比較した上で類否判断を行うのが、商標実務における基本的な考え方です。よって、原審査では、本願商標「宇治ふわわ」のうち、「宇治」の部分は「京都府南部の市」を意味することから、この部分には自他商品識別力がない（弱い）として、要部である「ふわわ」を比較した結果、引用商標とは類似であると判断されたものと考えられます。

一方、審決では、「宇治」の文字が「京都府南部の市」を意味するとしても、本願商標「宇治ふわわ」に接する取引者、需要者は、これらの文字の外観上及び称呼上の一体性から、特定の文字部分のみに着目することなく、「宇治ふわわ」の構成文字全体をもって、特定の意味を有しない造語を表したものとして認識、把握するとみるのが相当である、と判断されました。

そして、本願商標「宇治ふわわ」は、その構成文字に相応して、「ウジフワワ」の称呼のみを生じ、特定の観念を生じないものであるとされた結果、上述のように「ふわわ」とは非類似と判断されています。

まず、個人的に疑問なのは、取引者や需要者は、本当に「宇治ふわわ」の「ふわわ」の文字部分のみに着目することがないと言えるのかという点です。識別力のない（または、弱い）複数の語が結合された商標については、その全体をもって出所識別標識として機能する場合もあるかもしれません。しかし、さすがに「ふわわ」は、造語としてかなりのインパクトがあるように思います。もし、仮に同種の商品であった場合、「宇治ふわわ」は「ふわわ」のシリーズ商品のように感じる気がするのでは、当職だけでしょうか。

ちなみに、審決の理屈ですと、たとえば仮に「横浜ふわわ」とか「町田ふわわ」という商標があった場合、これらは「宇治ふわわ」、「ふわわ」とは非類似ということになりそうですが、本当にこれで良いのでしょうか。それぞれが非類似であるならば、すべて商標登録可能ということになりますが、そうなると思えば商標登録をする恩恵はどれほどあるのでしょうか。

本事件では、請求人が老舗という事情も考慮されたのかもしれませんが、どうも個人的にはスッキリしない印象を受けたというのが、正直なところです。

(弁理士 永露 祥生)

<2020年2月18日>